



75歳以上のすべての方が対象 後期高齢者医療制度が始まります

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。
対象となる方は、75歳以上のすべての方と65歳以上で一定の障害があると広域連合の認定を受けた方です。

加入手続は 必要ありません

現在の老人医療受給者は、後期高齢者医療に自動的に加入することになりますので、加入手続は必要ありません。

ただし、4月以降に、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方が後期高齢者医療に加入する場合は、市町村への申請が必要です。

保険料は一人ひとり が納めます

保険料は、被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に納めることに

【図1】年間保険料の計算方法
(平成20・21年度)

年間保険料	限度額50万円
II	均等割額
+ 所得割額	43,143円 (所得の低い世帯の方は軽減されます) (前年の所得-33万円) × 9.63%

なり、全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。【図1】それぞれの保険料額は、

所得の低い世帯の被保険者は、世帯の所得水準に応じて、均等割額が軽減されます。

被扶養者への軽減

被用者保険の被扶養者は、2年間、所得割額がかからず、均等割額も半額になります。

ただし、平成20年度は特例として、9月までは保険料がかからず、10月から平成21年3月までは均等割額の1割の負担になります。

保険料の徴収は4月から

保険料の徴収は、4月から始まり、介護保険料と同じく、原則として、年金から差し引いて納付されます。ただし、年金

被保険者証が 一人一枚になります

病院などで医療を受けるときに提示する被保険者証(保険証)は、一人1枚になり、3月末までに市町村から引渡しましたは送付されます。

4月以降に75歳になつて被保険者となる方には、誕生日までに引渡しましたは送付されます。

病院などの窓口負担 は1割または3割です

病院などの窓口で支払う自己負担額は、老人保健制度と同じく、かかる医療費の1割です。ただし、現役並み所得者は、

4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

の年額が18万円未満の方などは、納付書や口座振替で納付することになります。

【表1】高額療養費の自己負担限度額(月ごと)

世帯区分	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%*1 多数該当*2は44,400円
一般の方	12,000円	44,400円
市町村民税 非課税世帯	8,000円	24,600円
		15,000円

*1 ▶「1%」とは、「(医療費総額-267,000)×1%」

*2 ▶「多数該当」とは、過去12か月に3回以上の支給を受けた場合の、4回目以降の自己負担額